

日英EPA EPA税率の地理的適用範囲表

- 本表は、日英EPAに基づく譲許税率（EPA税率）の適用に関して、地理的適用範囲を示したものです。（日英EPA全体の地理的適用範囲を示したものではありません。）
- なお、本表は、日英EPAの規定及び英国側の関連法令並びに説明に基づき作成したものであり、本表記載の各地域に対する英国の権限等についての日本政府の立場を何ら予断するものではありません。

適用対象の地域	英国 The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、 チャンネル諸島 Channel Islands、 マン島 Isle of Man
適用対象外の地域	アンギラ Anguilla、 ケイマン諸島 Cayman Islands、 フォークランド諸島 Falkland Islands、 南ジョージア諸島及び南サンドウィッチ諸島 South Georgia and the South Sandwich Islands、 モンセラット Montserrat、 ピトケアン Pitcairn、 セントヘレナ及びその附属諸島 Saint Helena and Dependencies、 英領南極地域 British Antarctic Territory、 英領インド洋地域 British Indian Ocean Territory、 タークス・カイコス諸島 Turks and Caicos Islands、 英領バージン諸島 British Virgin Islands、 バーミュダ Bermuda、 ジブラルタル Gibraltar、 アクロティリ及びデケリアの英国主権基地領域 Territory of the United Kingdom Sovereign Base Areas of Akrotiri and Dhekelia